

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<<流 動 資 産>>	【 109,972 】	<<流 動 負 債>>	【 10,123 】
現 金 及 び 預 金	103,110	買 掛 金	1,502
立 替 金	3	未 払 金	1,243
商 品	4,431	未 払 販 売 手 数 料	682
貯 蔵 品	108	未 払 費 用	549
前 払 費 用	230	未 払 法 人 税 等	2,864
未 収 入 金	2,089	未 払 消 費 税 等	441
		賞 与 引 当 金	299
		預 り 金	684
		預 り 保 険 料	1,857
<<固 定 資 産>>	【 32,830 】	<<固 定 負 債>>	【 6,048 】
<有 形 固 定 資 産>	< 4 >	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	6,048
工 具 器 具 備 品	584		
減 価 償 却 累 計 額	▲580		
		負 債 合 計	16,171
		純 資 産 の 部	
		<<株 主 資 本>>	【 115,012 】
		<資 本 金>	< 10,000 >
		<利 益 剰 余 金>	< 105,012 >
		利 益 準 備 金	1,239
<投 資 そ の 他 の 資 産>	< 32,826 >	<そ の 他 利 益 剰 余 金>	【 103,773 】
投 資 有 価 証 券	19,260	別 途 積 立 金	20,000
長 期 前 払 費 用	13,566	繰 越 利 益 剰 余 金	83,773
		<う ち 当 期 純 利 益>	< 10,175 >
		<<評 価 ・ 換 算 差 額 等>>	
		<そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金>	< 11,618 >
		純 資 産 合 計	126,631
資 産 合 計	142,802	負 債 及 び 純 資 産 合 計	142,802

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のある有価証券は期末日の市場価格等に基づく時価法によっており、時価のない有価証券は移動平均法による原価法によっております。なお、時価法の適用により生じた評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商 品 … 移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております)

- ・貯 蔵 品 … 最終仕入原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 … 定額法によっております。

(リース資産を除く) なお、主な耐用年数は工具器具備品6年であります。

- ・長期前払費用 … 定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

- ・賞与引当金

従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

- ・役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他の重要な事項

- ・消費税等の会計処理 … 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 580 千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権・債務

- ① 短期金銭債権 1,311 千円

- ② 短期金銭債務 53 千円

3. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	株式会社ジャパ ンビバレッジホ ールディングス	間接 100%	自販機の 手数料	売上高	14,230	未収入金	1,311
			商品の仕入	仕入高	595	買掛金	53

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を参考に価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

4. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	633,155円88銭
1株当たり当期純利益	50,879円67銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. 当期純損益金額

当期純利益	10,175千円
-------	----------